

ラを得ると共に官吏の減俸により、約七億五千萬リラの捻出を計れり、從來官吏の俸給は他國に比し、非常に低く、戰時以後、リラ貨の價值の下落、物價の騰貴に鑑み數回引上げられて、減俸實施前第一級俸五萬リラへの外特別手當年ニ萬四千リラ、第十一級俸は特別手當を算入して、一萬三千五百リラなりき、その増加率は戰前の約四・一倍乃至六倍と言はる、然るに右に述へたるか如くにして、三〇年十月愈々減俸を決定し、同十二月一日より實施するに至るや、年俸六萬リラ以上は三割五分、四萬リラ以上は二割五分、四萬リラ以下は一割の減額を行へり、而して、その減額率の決定は、リラ價戰前一〇%に對する新平價の三・六七及び物價の騰貴を參照し、大體戰前並ひに減俸後を比較するときは、三・五八倍乃至五・ニ八倍の割合なり。然るに政府は更に地方自名團體及び公共團體並ひに直接又は間接に國家の監督を受くる法人等の役員、職員に對し、一率に一割二分の減俸を定めたる、然るに波及するところは右に止まらず、一般私事業の使用人及び勞働者に付ても、表めたり、而して、三〇年未ムツソリーニカ議會に説明せらるところに依れば、右の減額により、商の形式上は各關係諸團體の任意的決定なるも、事實は政府の強制に依り、減給を行はしる經濟の節約は一ヶ年農業に於て約十二億リラヘイタリ、も未だ尚ほ主として農業國なりし工業に於て八億乃至十億リラ、更に公吏に於て三億リラにして、官吏に於ける額とを通計すれば、正に一ヶ年三十億リラの經濟節約なりと。

(三) ポーランド

然し乍ら政府は三〇年四月には國內關稅を撤廢し、又減俸と共に、關係職業團體を通じて家賃及び商品の小賣物價約一割の引下けを命じて、生計費の低下を計れるも、同年の生計費指數は一九一三年の一〇〇に對し、五一六・八にして、その減俸は實質的にも、又その方法に於ても相當高壓的にして、且つ生活の不安を増大すること敵甚なるものあるへきに特に反対運動と認むべきものなきは全く同國の政情に依るものなるへし。

波蘭に於ても、國會議員の一部より豫算の均衡を計る爲、官吏の減俸を断行すへしとの提案ありしも、政府は之に反対し、減俸案は最後的手段なり、而して未だ他に策なきに非らす、現に豫算案中官吏の生計手當一五%を減額し又は廢止するの權限を政府に附與すへき旨の一項存するも、尙他に事務能率の増進、冗員淘汰等の緊縮手段あるのみならず、官吏の減俸は私的企業の減給を誘發し、今日の不況に對しては特に消費力の増大を計る必要あるにも拘らず、却つて之を減するの結果、不況は益々深刻となるへしと主張し來れるが、遂に本年四月九日一五%の加俸減額を決定し、五月一日より實施せり、之に對する首相の聲明書の要旨を掲ぐれば、近き將來に於ては到底裁人増大の方途なく、且つ國庫剰餘金の涸竭は豫算の均衡を危からしむるか故に、大藏大臣の提議に基き、一九三一—三二年豫算法案第四條が政府に附與する權限に從ひて、暫定的に官吏並びに恩給受領者に對し一五%

の加俸支給を停止す。産業利潤及び農業生産の低下に由る歳入の減少、失業手當の鳥國庫支出の増加と相俟つて官吏の減俸と一般經濟状態に順應するの要を感じしむ、而も最近一般工業の萎縮による利潤の低下に比すれば、固定給者は比較的優越の地位にありしものにして、減俸は一面の理ありしと爲せり。

更に亦に官吏恩給法に付ても、本年三月廿八日改正の旨を公布せり、其の内容は、官吏の納付金は俸給の5%にして、三十五年間拂込を要し、且つ恩給受領者は有給の地位に在る間は一定の條件の下にその恩給を減せらるなり。

右減俸問題に付ては事前に於て、既に二月廿二、廿三日官吏協会の中央執行委員會は官吏俸給は不況期には減せられ、物價騰貴の際は引上げらるゝことなく、もし現在以上に減俸せられんには、假令物價下落するも消費力増大の餘地なからんとて、之に反対の決議をなせらるか、一度断行さるゝや、雇傭主側よりも数個の反対抗議出づるに至れり、即ち或は不況對策として、一見賃銀切下は明々の事なるか如きも、産業界は今回の減俸に懶ふか如きことなからへしと云ひ、或は財界恢復の微光を認めんとせらるに、減俸は再び之を遮り、かゝる唐突の断行により、國庫は支出節減せらるなんも、實は國內市場の萎縮を通して國民經濟體制に損失を及ぼせらるに過ぎずとなせり。

(四) ベルギー

ベルギーに於ても生計費指數の低下に伴ひ、官吏の減俸其の他賃銀の値下を行はんとする也、官吏團體共同委員會は本年一月八日ブラッセルに會合を開き、現在に於ても生計費指數に對する手當（七つ）を基準とし、之を超える三五ホイント毎に5%支給さるへきところ、現在八五九に對し一六%なりしは相應のものにあらず、而もそれすら辛うして永年の運動後に支給されたるものなれば絶対に反対なりと、かく官吏諸組合は反対せらるにも拘らず本年三月廿三日及び卅一日の勅令を以て、一九二九年七月及び一九三〇年二月一〇%並みに六%の二重の増俸を一〇%に迄引下けらるゝこと、なれり、而して、下院も大多数を以て之に賛せり、かくて本年四月十七日より官吏は六分の減俸を受け、尚議員の歳費も一割の減額を行へり。

(五) ブルガリア

ブルガリアに於ては本年一月四日付の勅令を以て本年一月より三ヶ月間一時的に官吏の減俸を行ひ、以て豫算の均衡を計れり、仍ち補助手當及び家族手當を除きて、尚基本俸給及び賃銀月額一千レヴァを超ゆるものに付て一割、補助手當に對しては二%乃至四〇%の減額を行へり、但し之は補助手當及び基本俸給を合して月ニ千レヴァーを超ゆるものに限る。

更に恩給基金を安全ならしむる為、併せて退職官吏の恩給に一時的減額を行へり。

(六) アルゼンチン

アルゼンチン共和国臨時政府は本年一月大統領令を以て、官廳の被傭者の俸給減額を行へるか、その適用範囲は官廳國有鐵道、國立銀行、國立抵當銀行、國有石油業及びブエノス、アイレス市役所の被傭者にて、最低俸給者に對する〇・五七%より最高俸給者に對する二・三五%の割合の間に於て減額し、よつて生ずる節約額は年二千二百萬ペソと算定さる。

尚文官恩給基金の收支不足額一千萬ペソに對し、この基金中よりの受給に對し、減額を行ふべき旨を大藏大臣は聲明し居れり。

(七) ルーマニア

ルーマニアに於ては既に一九三〇年勿々に一般給料減俸の計畫ありしもの、如く、同年二月五日ブカレストに開催されし、ルーマニア俸給生活者聯盟の會合によれば、給料の減額は勞働者の購買力減退を誘發し、その經濟上の結果は益々悪化するものとして、政府の注意を喚起すべく決議し居れり。更に同十月十九日ブカレストに於けるルーマニア官吏聯盟會議の決議にて、政府に對する要求案中には行政整理案と共に、旅費手當及び時間外勤務手當の外の手當を廢止し、俸給の改正を行ひて、その最少並びに最大限度の固定をなす

へく、而して、右は關係職業團體の代表委員により考究決定さるへきこと及び右による更に法律力を附與することを要求し、尚現在の年金も一般に改訂増額されんことを具申せり、然るに十二月七日の會議に於ては右決議は無視せられたりとて、更に十月要承決議並びに現在官廳の基礎を破壊することなくして他に求むべき支出の削減方法を決定する鳥右の代表委員との討議機關として政府に於て、官設委員會を開設せんことを求め、且つ右主張の削減方法（行政整理其の他）が尚不十分なりとするならば、資本並びに所得に對し、累進税を設定し、且つ公共財産取扱者に對しては十分監督し、出所の不分明なるその個人的財産は直ちに沒收すべきこと、免職者を現在以上に出さること、及び被免職者の復職及び教師の待遇に付き三一年度の豫算には改善さるべきこと等を決議せり、然るに十二月二十日減俸草案上提され、討議の結果、通過せるところを見るに月額三千リーパリより三萬リーパリの俸給にあるものは一割乃至ニ割三分の減額を行ひ、自治體の官吏は、契約に依るものと雖も、月額三萬リーパリより二十萬リーパリの俸給者はニ割五分乃至五割の減額を行ひ、且つ教師及び月額一萬二千リーパリ以下の低給官吏を除く外は兼任を許さること、なれるか、之に對して、十一月結成せる文官聯盟の十二月二十一日に於ける會合の決議を見るに、更に行政整理に付て意見を述べると共に、俸給に對する課稅は累進的所得稅に轉化すべく、もし右稅を存續する場合は五千リーパリ以下は除外し、三萬リーパリ以上の俸給に對しては最大率

一割五分を超ゆへからず、然らずんは他の税額と合するときは正に俸給五割の減額となる。へしと批評し居れり、乍然又ルーマニア官吏聯合は最近昨年十月の要求を政府は考慮せりとして満足の意を表し、且つ官吏納付金の二割減額に對して賛せらか、結局官吏の地位は減俸條令を廢止するに非らずんは圖復さるゝことなるへく、代表者は首相に對し此の点に付考慮を促すへき模様なり。

(八) 濟州聯邦

最近しきりに國家的破産を傳へらるゝ濟州聯邦に於て、州に於ては既に減俸を行へるところあるも、政府として尚實施の遅ひに到らす、目下官吏の恩給並びに俸給の二割減額を討議中と傳へらる。

(九) 其の他

以上を以て大體諸外國中既に減俸を實施せるものに付きて述へしカ、尚イギリス、アメリカ、フランスに於ても現下の世況的不況の逆浪には抗し難きか、之亦減俸問題の報せらるゝあり、

イギリスは本年三月制度改正され、生計費指数の低下による加俸の減額は相當大なるものありて、殊に中、上層官吏階級に於て甚しきものあり、生計費指数はその骨子を食料品價格に置くか故に其の價格の低落と共に生計費指数も最近低下を見たるか、一方に於ては其の他諸般の費用に於て、全然低下を見ざるものさへあり、且つ此等が生計費の大半を占るものなれば、既に相當の生活不安を感じつゝあるところにして、現在以上の減俸は生活の基本を脅かすものなりとして、屢々官吏側の陳情あり、之に對して藏相スノーデンは常に減俸の噂は無根なる旨聲明し居り、殊に最近新聞紙上に於て「マクミラン」委員會の決議として減俸案提出せらるゝやに傳へらるゝも、政府は尙否定し居れり、乍去工コノミスト誌其他財界の有力者、學者等は、減俸をも財政對策の一に加ふるもの多く既に私企業に於ては労賃の引下續々として行はれ、且つ財界の沈暮、大衆購買力の減退等に鑑みるも、更に増税を繰返すの餘地は到底なきもの、如く、從て將來は支出削減の途を採るの外なかるへし、而して、次議會に於ける議定費目に於ては軍備費は歐洲の現状として、到底節約を爲すこと不可能なるへし、從つて行政費目中削減を求むるとせば三一年度に於て四千五百萬磅に上る失業救濟費の整理と共に、結局官吏の減俸問題に至るへきものと豫想され居り。

アメリカに於ても最近は十四億ドルの赤字に悩む状態なり、而して從來フーヴァーは官吏の減俸は勞働賃銀の低下を誘發し、購買力を減退せしめ、不況を益々深刻ならしむとの理由を以て、之に反対を唱へ來りしか、現今鐵道官廳を中心に、慎重に減俸問題を考慮中にして、既に從業日数の減少による消費的減俸は行はれつゝあり、更に一般の減俸を断行

せんには、鐵道從業員等の有効なる團結に對する考慮を必要とするも、他日其の期に至るへしと傳へらる。

最近に至る迄好況の國として傳へられしフランスに於ても、本年に入つては遂に二〇億フランスに近き赤字を生するに至れるか如し、而して一般納稅者は既に負擔力の最大限度に到達し、今や減稅を欲すること切なる狀態なり、然るに同國官吏組合はその團結極めて強固にして、去る三月には增俸運動を行へる狀態なり、然るに農民は重稅負擔と農作物の値下により、右官吏の運動に對しては憎惡の眼を向けつゝあり、かくて一九三一—三二年度豫算に關し、首相は演説にて曰く「世思到る處官吏の待遇引下げられ、佛國に於ても多くの產業に於て勞賃の低下を見る、此の時に當り獨り官吏のみ寛大の處置を執る能はず」と右に對して示バ誌は、その財政篇に於て、「議會が之に聽從するときは一は國家の財政に資すること大にして、他面亦輿論は非難的たら官吏をも放ふものなるに、不幸エリオの説に翻されて容れられず、もし上院に於て之を匡正せざるときは、將來の豫算に残す禍根は寔に大なるものあらん」と論説せり、右は直ちに積極的減俸の問題と解するは不可ならんも、昨今の獨逸戰債モラトリアル問題等を併せ考慮するとき、若干その動向を察することを得ん。



